

旭川市老人クラブ運営費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人クラブの健全な運営を図るため、市が老人クラブに対して交付する補助金の交付基準及びその手続きを定め、老人クラブ活動を充実させることにより、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に定める補助の対象は、別表第1の旭川市老人クラブ運営基準（以下「運営基準」という。）に定める要件を備える団体であって、老人クラブ認可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出たもので、老人クラブ認可通知書（様式第2号）により、市長が老人クラブとして認可したものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、運営基準の2(3)に定める会員数に満たない団体にあつては、申立書（様式第2号の2）を市長に提出し、市長が特別な事情があると認めた場合に限り、補助の対象とする。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員名簿
- (3) 調書
- (4) 会員名簿
- (5) 活動実施計画書
- (6) 収支予算書

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、運営基準の3及び4に定める老人クラブの運営及び活動（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、別表第2に定める基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において新設又は解散した老人クラブに対する補助金の額は、第2条又は第12条の規定による認可又は解散の日の属する月に応じて月割により計算した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする老人クラブは、老人クラブ運営費補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 調書
- (3) 会員名簿（内容確認のみ）
- (4) 活動実施計画書及び資金計画書
- (5) 収支予算書

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、補助金交付の申請に関する書類を審査のうえ、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定し、老人クラブ運営費補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該老人クラブに通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付にあたって、その目的を達成するため、条件を付すものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付を決定した後において、老人クラブの責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

4 市長は、補助金を交付しないことを決定したときも、その旨を書面により、当該老人クラブに通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条の2 補助金の交付決定を受けた老人クラブは、前条第1項に定める通知を受けた場合において、当該通知内容に不服があるときは当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、補助金交付の申請を取り下げることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項に規定する取り下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた老人クラブは、補助事業が終了したときは速やかに老人クラブ運営費補助金事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域を豊かにする活動報告書

(2) 活動実施報告書

(3) 収支決算書

(4) 支出を証する書類の写し（ただし、抽出による確認により、添付に替えることができるものとする。）

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、老人クラブ運営費補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により当該老人クラブに通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が、第6条第1項に定める補助金交付決定額と同額の場合は確定通知書による通知を省略することができる。

2 市長は、実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定に適合しないと認めるときは、老人クラブに対して、その理由を提示して、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(補助金の交付方法及び概算払)

第9条 補助金は、前条第1項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。
ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、補助金交付決定額の全部又は一部について、概算払をすることができる。

2 老人クラブが前項ただし書の規定により概算払を必要とするときは、老人クラブ運営費補助金交付申請書の所定の欄に、概算払希望額及び希望時期並びに概算払を必要とする理由を記載し、また、活動実施計画書及び資金計画書の所定の欄に必要事項を記載して提出しなければならない。

3 市長は、第5条に規定する交付申請時において、前項の規定による概算払の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、概算払することが適当と認められるときは、交付決定通知書により、概算払額及び交付予定時期を当該老人クラブへ通知するものとする。

(補助金の目的外使用の禁止)

第10条 老人クラブは、当該補助金をその目的以外に使用してはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 老人クラブが補助金交付の条件に違反し、又は補助することが不相当と認められる事実があったときは、市長は理由を提示して、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第8条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでに概算払によりその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定は、補助の対象となる事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

4 第1項の規定により補助金交付の決定を取り消し又は補助金の返還を命ずるときは、その旨を書面により当該老人クラブに通知するものとする。

(解散の承認)

第12条 老人クラブが解散するときは、速やかに、老人クラブ解散承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、承認の適否を決定し、当該老人クラブに通知するものとする。

(変更の承認)

第13条 老人クラブが、補助金の交付決定後において、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく老人クラブ変更承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 代表者を変更するとき
- (2) クラブ名を変更するとき
- (3) 会則又は規約を改正するとき
- (4) 集合場所を変更するとき
- (5) 活動内容を大幅に変更するとき

2 市長は前項の申請があった場合は、承認の適否を決定し、当該老人クラブに通知す

るものとする。

(延滞金)

第14条 老人クラブは、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき旭川市公法上の収入徴収に関する条例（昭和27年旭川市条例第16号）の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

(書類の整備)

第15条 老人クラブは、費用の収支その他活動に関する次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、これを整備しておかなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿及び支出を証する書類の綴り
- (3) 老人クラブの活動状況を記録した書類
- (4) 予算書及び決算書

2 老人クラブは、前項の書類及び帳簿を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(調査及び報告)

第16条 市長は、補助の適正を期すため、必要があるときは老人クラブに対して事業内容を報告させ、又は必要な調査をすることができる。

2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認められるときは、当該老人クラブに対し、その理由を提示して、決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(財産の処分制限)

第17条 老人クラブは、補助事業により取得した財産で次に掲げるものを市長の承諾を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、旭川市老人クラブ連合会が補助金の全部に相当する額を返還した場合、又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を勘案して定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 取得価格が20,000円以上（税抜）の物品
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 旭川市老人クラブ助成事業運営要綱（昭和56年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の旭川市老人クラブ助成事業運営要綱の5により新設認可申請書を市長に提出し、決定を受けた活動中の老人クラブについて

ては、第2条の規定を満たしたものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

旭川市老人クラブ運営基準

No.	項目	基 準
1	目的	老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を健全で豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。
2	組織	<p>(1) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とする。ただし、高齢者の社会活動の円滑な展開に資するため、60 歳未満の会員の加入を妨げないものとする。</p> <p>(2) 会員の構成は、クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域内に居住する者で組織するものとする。ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。</p> <p>(3) 会員の数は、おおむね 30 人以上とする。ただし、地理的条件など特別な事情がある場合は、この限りではない。</p>
3	運営	<p>(1) 老人クラブは、定期的に会合を開くほか、会員による民主的な運営に努めるものとする。</p> <p>(2) 老人クラブに、会員の互選による代表者 1 名を置くとともに、必要に応じてその他の役員を置くことができるものとする。なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めるものとする。</p> <p>(3) 老人クラブは、会員から定期的に納入される会費をその活動費に充てるものとする。</p>
4	活動	<p>(1) 老人クラブは、会員相互の親睦を図るとともに、生きがいを高める各種活動や健康づくりを進める各種活動、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動その他社会参加活動を総合的に実施するものとする。</p> <p>(2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ定期的に行うものとしその活動には、おおむね半数以上の会員が参加するものとする。</p>

別表第2（第4条関係）

1 人数基本額

各老人クラブの会員数に応じ、次に定める金額を基準額とする。

会 員 数	基 準 額
50人以下	33,000円
51人～100人	39,000円
101人～150人	45,000円
151人～200人	51,000円
201人以上	57,000円

補助金額の基準となる会員数の基準日は、補助金交付申請年度の4月1日とする。ただし、新設老人クラブについては認可申請日の属する月の初日を基準日とする。

2 活動加算額

各老人クラブにおける地域を豊かにする活動の実施状況に応じ、次に定める額を基準額として人数基本額に加算する。

地 域 を 豊 か に す る 活 動	活 動 区 分	基 準 額
○健康増進活動 原則、会員以外へも参加勧誘の呼びかけを行う、健康増進を目的とした活動	A：定例的な活動	3,000円
	B：特別な活動	3,000円
○友愛活動 地域の高齢者やその家族を支援する、友愛を目的とした活動	A：定例的な活動	3,000円
	B：特別な活動	3,000円
○社会奉仕活動 住みよいまちづくりを目指す、社会奉仕を目的とした活動	A：環境美化活動	3,000円
	B：その他の活動	3,000円

